

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所における
「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2025年3月25日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直し、必要な場合はこれを修正することとしております。

この度、福島県や新潟県をはじめ地元自治体と協議の上、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正を内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に、本日届出ましたので、お知らせします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2025年3月25日）

- ・ オフサイトの防災対応に係る支援に関する追記
- ・ 記載の適正化
- ・ （福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所）通報様式7～9の変更
- ・ （柏崎刈羽原子力発電所のみ）原子力防災資機材に関する追記
- ・ （柏崎刈羽原子力発電所のみ）原子力防災要員等の非常招集経路の役職変更
- ・ （柏崎刈羽原子力発電所のみ）緊急時対策所（5号機原子炉建屋3階）使用前検査終了に伴う緊急時対策所及び技術支援センターの記載の適正化
- ・ （柏崎刈羽原子力発電所のみ）敷地内建物撤去等に伴う集合場所の変更
- ・ （柏崎刈羽原子力発電所のみ）柏崎刈羽6号機E R S S 伝送項目追加に伴う修正

以 上

* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。本文は当社 HP

(https://www.tepco.co.jp/electricity/mechanism_and_facilities/power_generation/nuclear_power/) をご参照ください。